

仕 様 書

1 件 名

飲料用自動販売機設置に係る行政財産（土地）の貸付け（日本昭和音楽村）

2 貸付物件

次の飲料用自動販売機のスペースを貸付けます。

| 物件 番号 | 財産名称 | 所在地 | 設置 場所 | 設置 台数 | 貸付 面積 | 貸付期間 |
|-----------------|-------------|-------------------------|-----------------|----------|----------|-------------------------------------|
| 自販 第27号 | 日本昭和 音楽村 | 上石津町下山 字東谷2011番 地 | 野外 ステージ 前 | 1台 | 1.4㎡ | 令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで (更新なし) |
| 最低貸付料 (期間全体) | | 上記全台数の貸付料総額 965 円 (税抜き) | | | | |

(注) 貸付面積には、使用済み容器回収ボックス設置部分・放熱余地を含みます。
また、自動販売機の機種によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、それらの支障がないか、入札公告後、設置前に設置場所の確認をしてください。確認作業は、設置箇所業務時間内（休館日（水曜日と祝日の翌日）を除く8時30分～17時15分）に行ってください。

3 自動販売機の設置条件

(1) 自動販売機設置事業者(以下「設置事業者」という。)の使用形態

地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づき、本市が設置事業者に対し、行政財産である土地の一部を貸付ける方法により行います。

(2) 貸付期間

「2 貸付物件」の表のとおりとし、貸付契約の更新は認めないものとします（借地借家法(平成3年法律第90号)第38条の規定に基づく定期建物賃貸借契約）。

(3) 貸付料

入札は、貸付期間全体の総額について行い、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって貸付料とします。また、貸付料は、各年度の4月末日までに、納入通知書により、一括納付していただきます。

(4) 必要経費

① 自動販売機の設置及び撤去に要する経費、移転費等はすべて設置事業者の負担と

し、その方法については大垣市の指示に従っていただきます。

- ② 光熱水費についても設置事業者の負担とします。原則として、各設置事業者において計量機器(子メーター)を設置し、それによる実費を、大垣市が指定する期限までに全額納入してください。
- ③ 電気及び給排水工事が必要となる場合の費用負担は、設置事業者の負担とします。

(5) 設置機器の仕様

設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たしたものとします。

- ① 設置する機器は、蓋のある缶及びペットボトルの自動販売機とする。
- ② 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。
- ③ 新旧500円硬貨及び1,000円紙幣が使用できること。
- ④ 転倒防止対策(ただし、原則アンカー止めは禁止)を行うこと。

(6) 利用上の制限

設置事業者は、次の事項を遵守してください。

- ① 入札条件を遵守し、貸付料及び光熱水費を期限までに確実に納付すること。
- ② 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。
- ③ 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、大垣市の指示に従うこと。
- ④ 販売品目は、清涼飲料水、牛乳等の飲料とし、酒類の販売を行わないこと。また、缶またはペットボトルなどの密閉式の容器とすること。なお、商品の具体的な構成については、落札決定後、事前に大垣市と協議を行うこと。
- ⑤ 他の同様の自動販売機の販売価格と均衡のとれた価格で販売すること。

(7) 維持管理

設置事業者は、次の事項を遵守してください。

- ① 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- ② 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- ④ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。

⑤ 自動販売機の故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

(8) 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。

なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を大垣市に請求することができません。

4 問い合わせ先

503-8601 大垣市丸の内2丁目29番地

大垣市役所総務部契約管財課契約グループ(市庁舎3階)

電話 (0584) 47-8319 (直通)

(0584) 81-4111 (代表 内線2334、2335)

<設置位置>



(参考) 入札の参考になる情報等を提示

| 区 分 | 内 容 |
|-----------------|---|
| 1 財産名称 (施設名称) | 日本昭和音楽村 |
| 2 所在地 | 大垣市上石津町下山字東谷2011番地 |
| 3 設置場所 | 別紙の図面のとおり |
| 4 開館日及び時間 | 休館日 (水曜日と祝日の翌日) 以外 AM9:00からPM4:30 |
| 5 勤務する職員数 | 5人 |
| 6 来館者数 | 約75人/日 (令和元年度) 約50人/日 (令和2年4~11月) |
| 7 現在設置の自動販売機の概要 | ・設置台数: 1台 ・種類: 飲料用自動販売機 (缶、ペットボトル) ・飲料価格: 120円~160円 ・現在の売上数概算 3,000本/年 (令和元年度) 1,800本 (令和2年4~11月) |
| 8 その他 | 自動販売機について ・ホール持ち込みに対応できるよう、蓋のある 缶、ペットボトルとする。 |